

空気清浄装置

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

(1) 評価の対象

評価の対象とした空気清浄装置は、標準仕様書の当該事項に規定する次の機材である。

- ① エアフィルター（パネル形、折込み形）
- ② 自動巻取形エアフィルター
- ③ ろ材誘電形エアフィルター（評価対象除外）
- ④ 電気集じん器（自動巻取形、パネル形）

(2) 評価の範囲

- (イ) 空気清浄装置の形式（形番）は、製品シリーズを表しており、多種多様な機種が含まれるため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。
- (ロ) コンパクト形空気調和機用空気清浄装置（パネル形、折込み形、電気集じん器）は、本評価を取得している製造者のコンパクト形空気調和機に組込むことができる。
- (ハ) 空気清浄装置は、JIS B 9908-1～6（換気用エアフィルタユニット・換気用電気集じん器の性能試験方法）を評価の対象としている。ただし、JIS B 9908-6は、既に廃止され、「JIS B 9927-5(粒子除去用高性能フィルタ（EPA, HEPA及びULPA）及びフィルタろ材—第5部：フィルタユニットの試験方法）」に移行しているが、申請各社における新JISでの性能確認試験対応がまだできないため、過渡期として、旧JISでの試験方法における性能確認でも認める取り扱いとしている。

2. 品質・性能

(1) 材質等

主要な資材について、規定された材料が素材メーカーから製造所へ納入されていることを確認している。

(2) 性能

機材の性能について、実施要領に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。

(3) 構造

標準仕様書に適合していることを確認している。

(4) 品質・管理

製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

申請機材の種類等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。